

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月31日京都市条例第171号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第18号）の施行により市町村立学校職員給与負担法及び構造改革特別区域法の一部が改正され、同法の規定によらずに、本市が費用を負担することにより小学校の教諭及び講師を任用することができることとなることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第171号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「構造改革特別区域法第13条第1項前段の規定により」を「小学校の教諭及び講師（」に、「第1条の規定の適用を受けない小学校の教諭及び講師」を「第1条第1号に掲げる職員である者を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)